

# (社) 隠岐法人会 青年部会 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人隠岐法人会青年部会（以下「部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 部会の事務所は、社団法人隠岐法人会（以下「隠岐法人会」という）事務局に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 部会は、法人会定款に定める目的に従って、法人会活動を推進するとともに、次代の経営者の育成と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 部会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 法人会活動を活性化するため、組織の拡充、体質の強化について積極的に隠岐法人会活動を支援する。
- (2) 会員企業の健全な発展と会員の資質、知識の向上を図るため、講習会研修会等を開催する。
- (3) その他、会員企業の相互啓発を促進し、協調と連帯を深めるための各種事業を行う。

## 第3章 部 会 員

(部会員の資格)

第 5 条 部会員は、隠岐法人会に所属する法人の取締役又はそれに準ずる者で、部会の趣旨に賛同する年齢満49歳までの者をもって組織する。

(入 会)

第 6 条 部会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を部会長に提出し、部会理事会（以下「理事会」という。）において入会を承認された者を部会員とする。

(退会)

第 7 条 部会員は、部会長に届け出て退会することができる。

- 2 部会員が満49歳に達したときは、年度末をもって退会する。
- 3 部会員が1年以上会費を納入しない場合又は部会事業への出席率2分の1に満たない場合は、部会理事会の決議を経て退会させることができる。

なお、特別の事由がある場合はこの限りでない。

(除名)

第 8 条 部会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、部会理事会の決議により除名することができる。

- (1) 部会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 部会の名誉を棄損し、または部会の目的に反する行為があったとき。

(会費)

第 9 条 部会員は、部会総会の決議を経て別に定めるところにより会費を納入するものとする。なお、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

- 2 納入された会費は、原則としてこれを返還しないものとする。

## 第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 10 条 本部会に次に役員を置く。

部 会 長	1 名
副 部 会 長	1 名以内
理 事	5 名以内 (部会長、副部会長含む)
監 事	2 名

(役員を選出)

第 11 条 理事及び監事は、部会総会で選任し、隠岐法人会理事会の承認を得るものとする。

- 2 部会長及び副部会長は、理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第 12 条 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代理する。
- 3 理事は、部会総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
- 4 監事は会務並びに会計事務を監査する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、部会長については再任しないものとする。

(顧問及び参与)

第 14 条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

## 第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 15 条 会議は、総会及び理事会とし、部会長がこれを招集する。

(総会)

第 16 条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも部会員の全員をもってそ  
組織する。

(総会の開催及び招集)

第 17 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、部会長が必要と認めたときに開催する。

(部会員の表決権)

第 18 条 部会員は、各 1 個の表決権を有する。

2 部会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席部会員に  
委任することができる。この場合、委任した部会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第 19 条 総会は、全部会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の  
決するところによる。

(総会の付議事項)

第 20 条 総会は、別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 決算及び収支予算
- (3) その他本部会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第 21 条 理事会は、理事の全員をもって組織する。

2 監事、顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第 22 条 理事会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

(理事会の議事)

第 23 条 理事会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の  
決するところによる。

(理事会の付議事項)

第 24 条 理事会は、別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 部会会務の執行に関する事項
- (2) 部会総会に付議する事項
- (3) その他の会務の運営に関し、部会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

第 25 条 全ての会議の議長は、部会長をもってこれに充てる。

## 第 6 条 会 計

(経費)

第 26 条 部会の経費は、部会員の会費、隠岐法人会よりの補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第 27 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 7 章 雑 則

(定款の準用)

第 28 条 本会則に定められていない事項については、隠岐法人会定款を準用する。

(会則の変更)

第 29 条 部会の会則の変更は、部会総会の決議を経て、隠岐法人会理事会の承認を得るものとする。

(細則の制定)

第 30 条 この会則の施行に必要な細則は、役員会の決議を経て別に定める。

## 付 則

1. 部会則は、平成 4 年 1 月 28 日から施行する。
2. 役員任期は、設立初年度に限り創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
3. 部会長の再任については、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず設立次年度に限りこれを認める。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第 27 条の規定にかかわらず、創立総会の日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。